

薬局の管理及び運営に関する掲示について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、医薬品医療機器等法)第9条の4により、薬局内に掲示を義務づけられた事項には、「薬局の管理及び運営に関する事項」と「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」があります。裏面に「薬局の管理及び運営に関する事項」の掲示についてヒナ型と記載方法を示しましたので、参考としてください。

参考条文

- ・ 医薬品医療機器等法
(薬局における掲示)

第9条の4 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬局を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならない。

- ・ 医薬品医療機器等法施行規則
(薬局における掲示)

第15条の14 法第9条の4の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

2 法第9条の4の厚生労働省令で定める事項は、別表第1の2のとおりとする。

別表第1の2

第一 薬局の管理及び運営に関する事項

- 一 許可の区分の別
- 二 薬局開設者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証の記載事項
- 三 薬局の管理者の氏名
- 四 当該薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務
- 五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- 六 当該薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 七 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- 八 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

第二 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 (略)

- ・ 関連通知(抜粋)(平成26年3月10日薬食発0310第1号)

新法第9条の4において、薬局開設者は当該薬局を利用するために必要な情報を薬局の見やすい場所に掲示しなければならないとされた。なお、掲示板は印刷物等により掲示を行うことでも差し支えない。

[薬局の管理及び運営に関する事項]

- ア) 薬局である旨
- イ) 薬局開設者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証の記載事項
- ウ) 薬局の管理者の氏名
- エ) 当該薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者の別その氏名及び担当業務
 - *その営業時間において、現に勤務している者がわかるように表示するよう努めること
- オ) 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- カ) 当該薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- キ) 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
 - *営業時間については、要指導医薬品若しくは一般用医薬品を販売・授与する営業時間又は要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売・授与する営業時間が、店舗全体の営業時間と異なる場合には、その旨がわかるように表示すること。
- ク) 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

当薬局の管理・運営は以下のようになっています

薬 局 名

許可の種類	薬 局	許可番号	第 号
許可年月日 許可の有効期間	平成 年 月 日 平成 年 月 日 ~ 平成	薬局開設許可証に記載されている事項 「薬局の名称」「許可番号」 「許可年月日」「有効期間」 「所在地」	
所在地	東京都	開設者の氏名又は名称	
開設者			
薬局管理者			
勤務する薬剤師 担当業務	当該薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者については、その営業時間において実際に勤務している者及び担当業務等がわかるように表示するよう努めること。 例) 月～金 9:00～18:00 都築花子 情報提供・販売の担当 土 9:00～13:00 神田次郎 情報提供・販売の担当		
勤務する登録販売者 担当業務	取扱いのないものは二重線で消去すること。		
取り扱っている 要指導医薬品及び 一般用医薬品	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品 第3類医薬品
店舗での販売	開店時間	曜日によって異なる場合はすべて掲示すること。 例) 月～水 9:00～18:00 木 8:00～17:00 土 9:00～13:00	
	開店時間外で 相談可能な時間	該当しない項目には斜線、横棒等を記入し、空欄のない状態で掲示すること。	
特定販売 (ネット販売、電話販売等)	特定販売 のみの時間		
	注文のみ受け 付ける時間		
連絡先	営業時間	(時 ~ 時)	
	相談時	(時 ~ 時)	
	緊急時	その他連絡先	

当店で働く専門家等のネームプレートについて

電子メールアドレス等